

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	1-1
処分の種類	公益法人に対する必要な措置の命令			
根拠法令条例等・条項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第28条第3項			
処分の概要	必要な措置をとるべき旨の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときの必要な措置の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第28条第3項</p> <p>第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			